特定高圧ガス消費施設等変更届書について

１　特定高圧ガス消費施設を変更しようとする場合は、特定高圧ガス消費施設等変更を届け出る必要があります。

特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費する特定高圧ガスの種類を変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 特定高圧ガス消費施設等変更届書（一般則様式第３０、液石則様式第２９） | 1 |  |
| 変更明細書 | 1 | 下記の項目について具体的に記載してください。1. 消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む）の目的
2. 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
3. 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
4. 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
 |
| 事業所全体平面図 | 1 | 変更があった場合のみ、変更点を具体的に摘示すること。 |
| フローシート又は配管図 | 1 |
| 特定高圧ガス消費施設の配置図 | 1 |
| 機器等一覧表 | 1 |
| 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項 | 1 |
| 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 | 1 |

３　手数料

不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第３０（一般則第５６条）、様式第２９（液石則第５４条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定高圧ガス消費施設等変更届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 |  年 　 月 　 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 事業所所在地 | 〒　 |
| 変更の種類 | 　 |

 　 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。